

令和6年度 木造住宅耐震化のための補助制度

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅のうち、市の無料耐震診断で、**総合評点0.7未満（倒壊する可能性が高い）**と診断された対象住宅について、市の予算の範囲内で、次の1～3に要する費用の一部を補助します

- ※ 補助金の交付を受けるためには、**契約・着手する前に事前申請（補助金交付申請）**が必要です
- ※ 2, 3の補助金の交付は、**同一敷地（建築基準法施行令第1条第1号に規定する敷地）**について**1回限り**とします
- ※ 対象住宅が、**賃貸住宅、共同住宅、長屋住宅**の場合は、**入居者及び区分所有者の全員の同意**が必要です
- ※ **補助金交付の詳しい条件**については、**建築指導課（直通電話 059-382-9048）**までお問い合わせください
- ※ **本事業は予算の範囲内で実施**しますので、受付状況については建築指導課までお問い合わせください

1. 耐震補強計画の補助（同一棟1回限りとします）

【補助の要件】 次の①、②の全てに該当すること

耐震補強計画の費用の2/3（上限18万円）

- ① 市の無料耐震診断で、**総合評点0.7未満（倒壊する可能性が高い）**と診断された対象住宅
- ② 耐震補強計画者が所定の耐震診断マニュアルに基づき作成し、総合評点0.7未満を**1.0以上に向上させた耐震補強計画**で、第三者の判定を受けた対象住宅

※ 耐震補強計画者とは、三重県木造住宅耐震診断講習などの受講修了者で、建築士事務所登録をした建築士事務所に所属する建築士をいう
 ※ 第三者の判定とは、一般診断法の場合は、複数の耐震補強計画者の判定とし、精密診断法の場合は、学識経験者を含む判定会の判定とする

2. 耐震補強工事の補助（同一敷地にある対象住宅1棟1回限りとします）

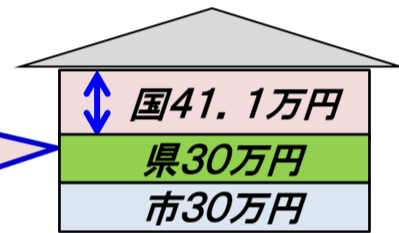
【補助の要件】 次の①～③の全てに該当すること

- ① 現に居住している、または居住が見込まれる対象住宅
- ② 上記1.耐震補強計画に基づき、**総合評点1.0以上**とする補強工事で、三重県木造住宅耐震診断講習などの受講修了者が補強後の耐震性を確認した対象住宅
- ③ 4月1日から翌年1月31日の間に市へ補助金交付申請を行い、同年度2月15日までに事業完了報告を行ったもの（**年度をまたいだものは対象外**）

【補助金の額】 次の(1)～(3)のいずれかの額となります

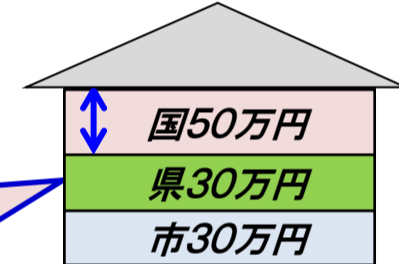
(1)平成30年3月31日以前に上記1.耐震補強計画を実施
補強工事の費用の11.5%（上限41.1万円）を
補強工事の費用の2/3（上限60万円）に上乗せ
補助金最大101.1万円

(1)【国補助金の上乗せ】
補強工事の費用×11.5%
（上限41.1万円）を
県と市の補助金に上乗せ



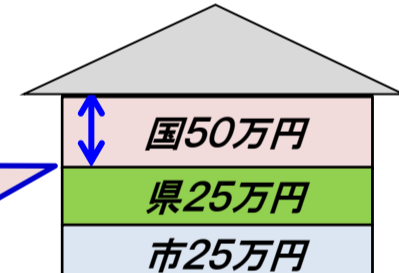
(2)平成30年度～令和2年度に上記1.耐震補強計画を実施
補強工事の費用の40%（上限50万円）を
補強工事の費用の2/3（上限60万円）に上乗せ
補助金最大110万円

(2)【国補助金の上乗せ】
補強工事の費用×40%
（上限50万円）を
県と市の補助金に上乗せ



(3)令和3年4月1日以降に上記1.耐震補強計画を実施
補強工事の費用の40%（上限50万円）を
補強工事の費用の2/3（上限50万円）に上乗せ
補助金最大100万円

(2)【国補助金の上乗せ】
補強工事の費用×40%
（上限50万円）を
県と市の補助金に上乗せ



※令和3年度から耐震補強計画費が8万円から18万円に増額となっておりますので
 (2)と(3)の耐震補強計画費+耐震補強工事費の補助金の合計金額は一緒です。

さらに、耐震補強工事と同時に行う下記のリフォーム工事は、
その費用の1/3(上限20万円)を(1)または(2)の補強工事の補助金に上乗せ

【リフォーム補助の要件】 次の①～④の全てに該当すること

リフォーム費用の1/3
（上限20万円）を
上乗せ

- ① 県内に本店・支店・営業所がある工事業者が施工するもの
- ② 補強工事に含まれる改修工事以外の機能向上を目的とした増改築・リフォーム工事
- ③ 門・塀・造園などの外構工事でないもの
- ④ ほかの公的補助金(利子補給補助を含む)、介護保険から支給される工事でないもの



3. 除却工事の補助（同一敷地にある対象住宅1棟1回限りとします）

【補助の要件】 次の①に該当すること

除却工事の費用の2/3（上限10万円または上限20万円）

- ① 市の無料耐震診断で、**総合評点0.7未満（倒壊する可能性が高い）**と診断された対象住宅の除却工事（**対象住宅全てを除却するものを対象とし、部分的に除却するものは対象外**）

※ 費用の2/3で上限10万円まで補助できますが、4月1日から翌年1月31日の間に市へ補助金交付申請を行い、同年度2月15日までに事業完了報告を行ったものに限り、費用の2/3で上限20万円まで補助できます。
 ※ 住宅の屋根・壁・床等の損傷・劣化の状態により、耐震診断の現地調査の際の建物内部への立ち入りに危険が伴うおそれがある場合は、市の無料耐震診断ができないため、除却工事の補助が受けられない場合があります。